**平成２６年（フ）第４８号**
神戸市西区伊川谷町潤和1460番地の８
債務者　森　　耕二
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第１８号**
松江市古志原２丁目27番35号、前住所松江市幸町803番地19
債務者　井田　　猛
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２５号**
松江市東出雲町揖屋2751番地40、前住所松江市伊勢宮町534番地１
債務者　足達　真輝
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１５号**
富山市八尾町福島６丁目14番地　コスモ早稲田106号
債務者　山崎　　雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第６２号**
北九州市戸畑区幸町６番７―405号
債務者　末田　利香
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第２４８号**
愛知県清須市西枇杷島町花咲84番地　市街地住宅西枇杷島1011号
債務者　緒方　憲昭
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２５５号**
名古屋市中川区柳堀町13番７号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３７号**
広島県府中市高木町1047番地２
債務者　石田　美香
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第４１号**
広島県福山市駅家町大字上山守1115番地１
債務者　知光　誠司
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第７６号**
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀234番地　パストラーレ今古賀Ⅳ205号
債務者　荒井　玉緒（旧姓島川）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第２７８号**
愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場１番地９
債務者　中峰　友理
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２２１７号**
東京都中野区鷺宮６丁目30―15―406
債務者　池端　幸伸
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２２２３号**
神奈川県川崎市中原区宮内１丁目７―８
債務者　犬貝多賀子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２２４１号**
神奈川県相模原市緑区町屋４丁目20―15
債務者　川端　雅博
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２３０４号**
東京都板橋区東坂下１丁目４―９―609
債務者　大久保晴美
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２３０９号**
東京都江戸川区東葛西１丁目４―11―1302
債務者　中嶋　房子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部